

事 務 連 絡

平成26年6月10日

広島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成26年4月23日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 広島労働局 労働基準監督署 事案

2 本件については、

こと
から、業務における石綿ばく露により肺がんを発症したものと認められる。
したがって、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。